

檜葉町
第2期子ども・子育て支援事業計画
(案)

令和2年3月

檜 葉 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 子どもと子育てを取り巻く状況	3
1. 人口等の動向	3
2. 子育て環境の状況	7
3. ニーズ調査からみられる状況	8
4. 将来人口	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1. 目指す姿	18
2. 基本理念	18
3. 基本目標	19
4. 重点施策	20
5. 施策体系	21
第4章 施策の展開	22
基本目標1. 子どもの人権が守られ、心身健やかに育つ	22
基本目標2. 安心して子どもを産み、育てられる	25
基本目標3. 地域で共に子どもを育てる	26
第5章 子ども・子育て環境の充実	27
1. 子ども・子育て支援事業の概要	27
2. 教育・保育の提供区域の設定	28
3. 計画期間の子ども数と潜在的家族類型	28
4. 幼児期の学校教育・保育	29
5. 地域子ども・子育て支援事業	31
6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	37
7. 総合的な施策の推進	38
第6章 計画の推進に向けて	39
1. 住民・事業者・行政の協働による計画の推進	39
2. 計画の公表	39
3. 計画の推進体制	39
4. 関係各種計画との連携	39
5. 関係機関・団体との連携	39

(予定)

資料編.....	40
1. 条例	40
2. 委員名簿	40
3. 策定経過	41

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 策定の背景・目的

わが国では、少子化・核家族化が継続して進み、出生数は減少しているなか、未婚率の上昇や共働き世帯の増加などの傾向が見受けられます。子どもが減少する一方で、子ども・子育て支援が質・量ともに不足している現状があるとともに、子育て家庭における孤立感と負担感の増加も見受けられ、子どもと子育て世帯を取り巻く環境は変化しています。

このような状況を背景に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これら法律に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されました。

このような状況の中、本町では平成17年に次世代育成支援行動計画『どんぐりアクションプラン21』、平成26年度に「檜葉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子ども達の育成を支援するために様々な事業を展開してきました。「檜葉町子ども・子育て支援事業計画」が平成31年度に最終年度を迎えたことから、これまでの取り組みの成果を引き継ぎ、次の段階での新たな計画として「第2期檜葉町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や保護者の代表等により構成される「檜葉町子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に関わるご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

また、計画の策定に先立ち、子どもと子育て世帯の実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象にアンケート調査を平成30年12月に実施し、計画策定の基礎資料としています。

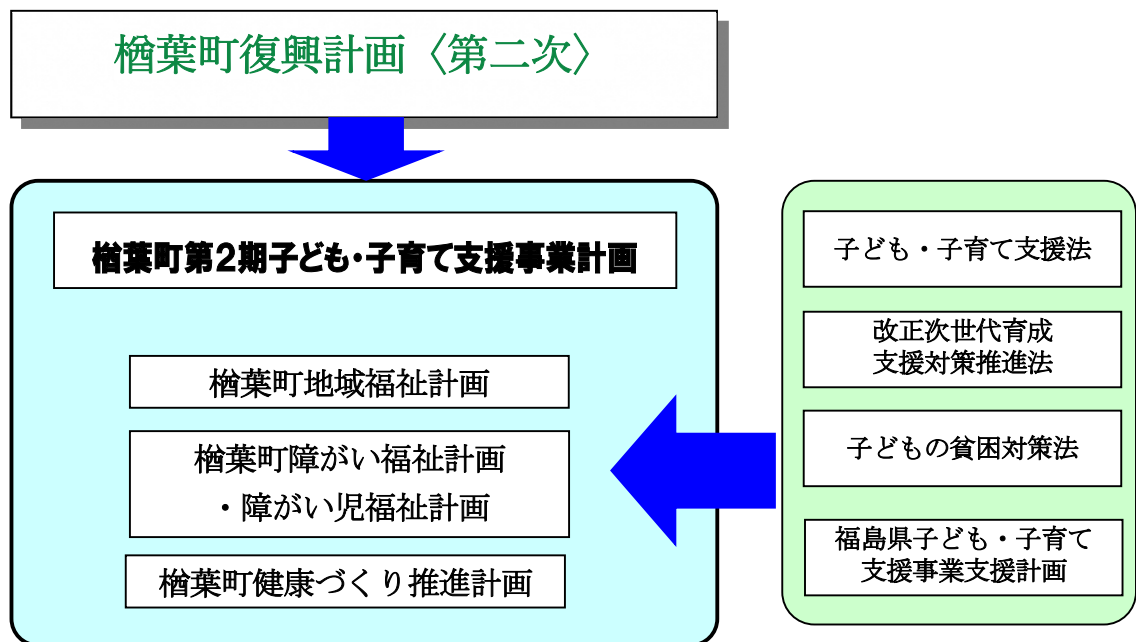
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「どんぐりアクションプラン21」の考え方などを継承した子どもの健やかな育成と子育て家庭を支援するための総合的な計画です。母子保健事業計画及び新・放課後子ども総合プランの内容を包含しています。

そして、本計画は「檜葉町復興計画（第二次）」をはじめ、その他関連計画との整合性を図り策定し、様々な取組と連携しながら推進します。

計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画期間

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
本計画						
次期計画					●見直し及び策定	



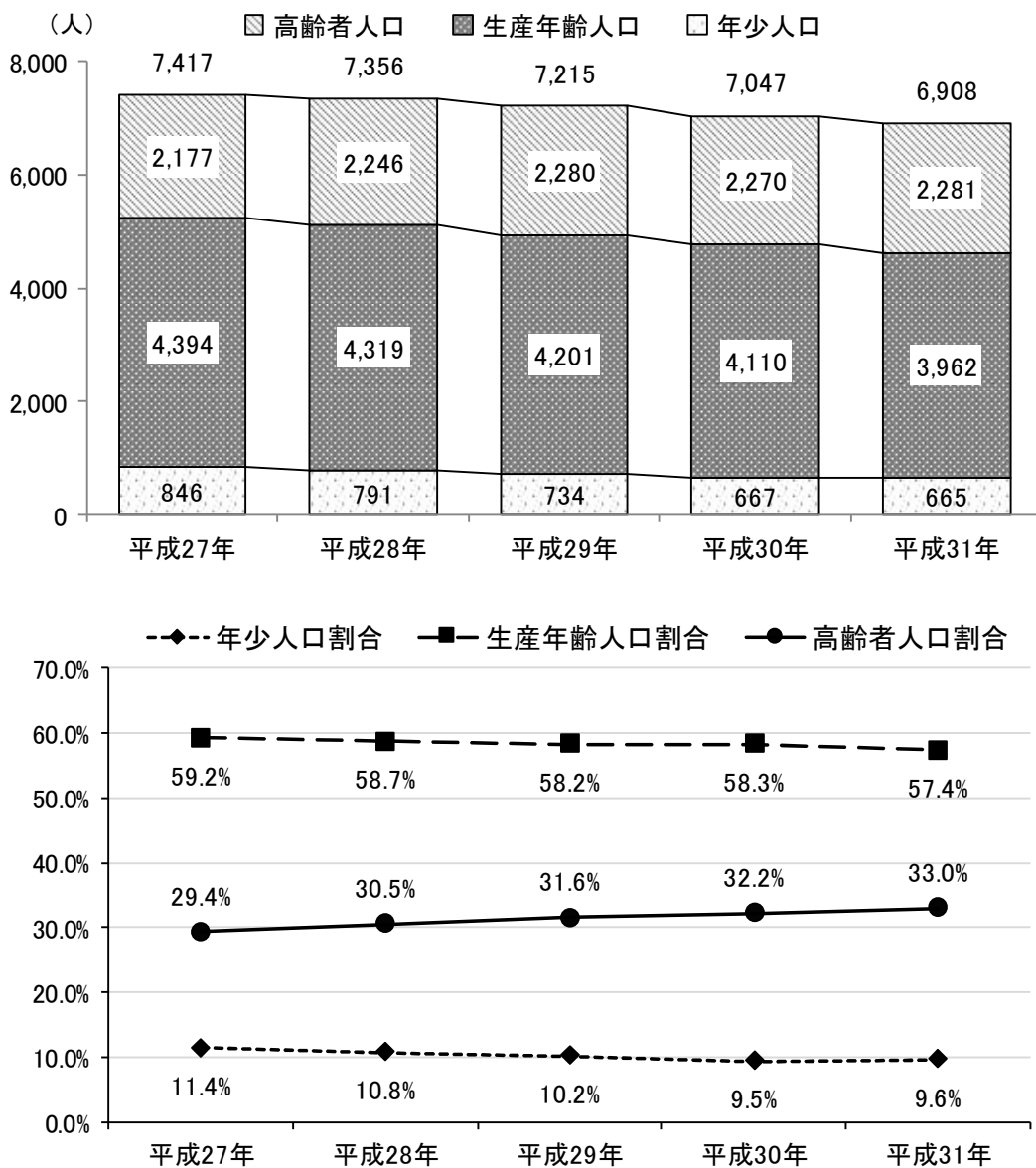
第2章 子どもと子育てを取り巻く状況

1. 人口等の動向

(1) 人口・世帯

住民基本台帳によると、年少人口（0～14歳）が平成31年に665人、割合は9.6%となっており、平成27年より減少を続けており、総人口に占める割合も緩やかに低下していますが、平成30年以降やや増加しています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成31年に3,962人、割合は57.4%となっており、平成27年より緩やかに減少しています。一方、高齢者人口（65歳以上）は、平成31年に2,281人、割合が33.0%となっており、毎年増加し、総人口に占める割合も上昇しています。

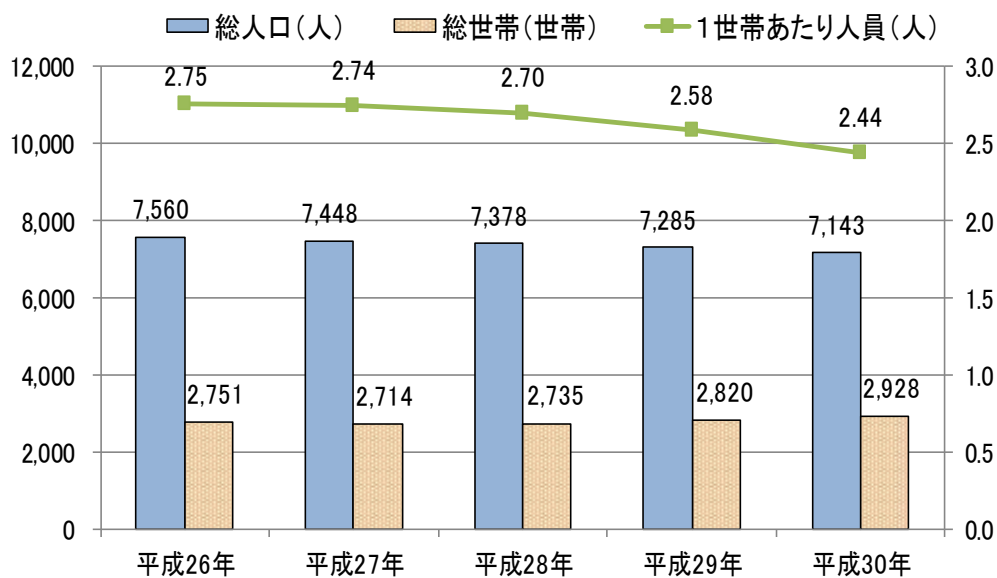
年齢3区分別人口・人口構成の推移（各年4月1日）



資料：住民基本台帳

世帯数は平成26年から平成28年は2,700世帯台を推移していましたが、平成29年は2,820世帯、平成30年は2,928世帯に増加しています。このため、1世帯当たりの人員は、平成30年は2.44人となり、平成26年以降減少を続けています。

人口と世帯数の推移(各年3月末日)

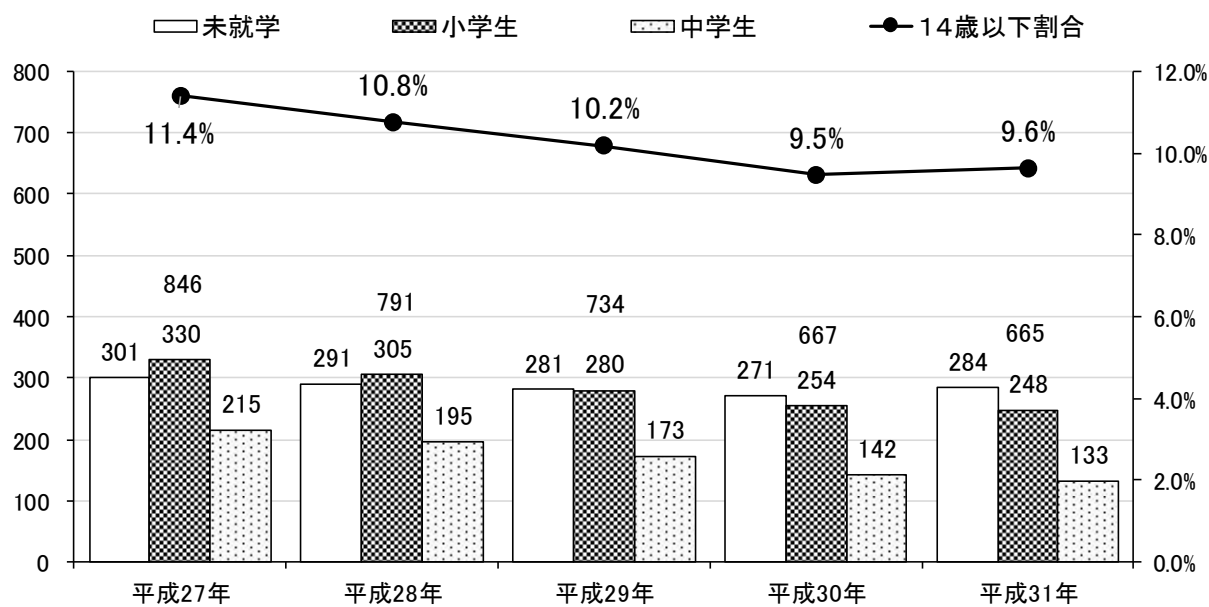


資料:住民基本台帳

(2) 児童数

住民基本台帳によると、児童数（0～14歳）は減少しており、平成30年に700人を下回り、平成31年には665人となっています。年齢が上がるとともに人数は少なくなっており、平成31年の未就学児童数（0～5歳）は284人、小学生は248人と年々減少しています。

児童数の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

(人)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	52	58	44	43	49
1歳	56	49	57	45	43
2歳	42	55	47	53	47
3歳	49	39	55	46	50
4歳	49	44	37	49	47
5歳	53	46	41	35	48
0～5歳計	301	291	281	271	284
6歳	43	44	44	38	39
7歳	59	41	43	41	37
8歳	54	57	41	39	40
9歳	49	51	57	37	42
10歳	65	48	50	54	37
11歳	60	64	45	45	53
6～11歳計	330	305	280	254	248
12歳	64	58	60	37	43
13歳	78	62	53	53	38
14歳	73	75	60	52	52
12～14歳計	215	195	173	142	133
合 計	846	791	734	667	665

資料：住民基本台帳

(3) 出生数と出生率

近年の檜葉町の出生数は、平成28年までは50・60人台でしたが、平成29年は38人、平成30年は45人となっています。

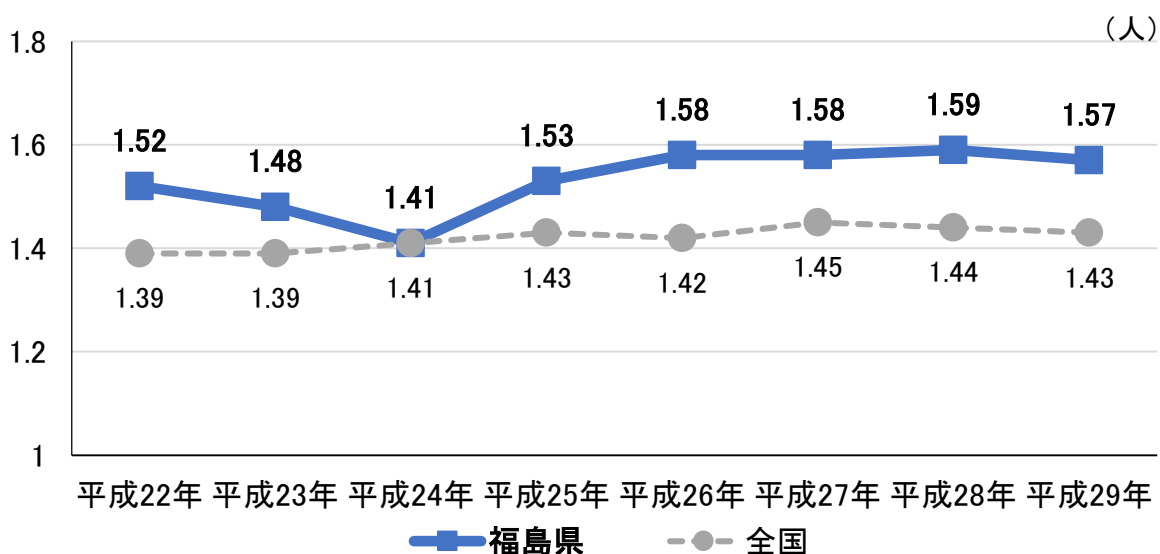
出生数と出生率の推移

	出生数(人)	出生率 (対人口1000人当たり)
平成26年	56	7.4
平成27年	62	8.3
平成28年	53	7.2
平成29年	38	5.2
平成30年	45	6.5

資料: 福島県の人口動態統計概況

福島県の合計特殊出生率は、年度によって異なりますが、全国よりやや高くなっており、平成29年は1.57です。福島県は平成25年以降1.5人よりもやや多く推移しています。

合計特殊出生率の推移



資料: 福島県の人口動態統計概況

2. 子育て環境の状況

(1) 就学前教育・保育施設

① こども園の状況

本町には、幼保連携型認定こども園「あおぞらこども園」が1園あります。

こども園は0～5歳の受け入れ体制を確保し、長時間児は月曜日～土曜日に7時30分から18時30分、短時間園児は月曜日～金曜日に7時30分から12時30分を保育時間としており、日曜祝日は開園していません。なお、11時間を超える延長保育、夜間保育等の特別保育は、現在実施していません。

あおぞらこども園の概況(平成31年4月1日現在)

(人)		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定員	1号認定	—	—	—	25		
	2号認定	—	—	—	35		
	3号認定	6	12	12	—	—	—
利用児童数	1号認定	—	—	—	13	7	8
	2号認定	—	—	—	8	12	10
	3号認定	6	10	11	—	—	—

資料:住民福祉課

(2) 小学校・中学校の状況

① 小学校

本町には、南小学校、北小学校の2つの町立小学校があります。全児童数は、令和元年で82人となっています。

学校別の学年別児童数(令和元年5月30日現在)

(人)	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
南小学校	7	5	9	3	9	4	37
北小学校	8	7	2	10	7	11	45
合計	15	12	11	13	16	15	82

資料:教育総務課

② 中学校

本町には、町立中学校が1校あります。生徒数は、令和元年が27人となっています。

学校別の学年別児童数・学級数(令和元年5月1日現在)

(人)	1年生	2年生	3年生	計
児童数	9	12	6	27
学級数	1	1	1	3

資料:教育総務課

3. ニーズ調査からみられる状況

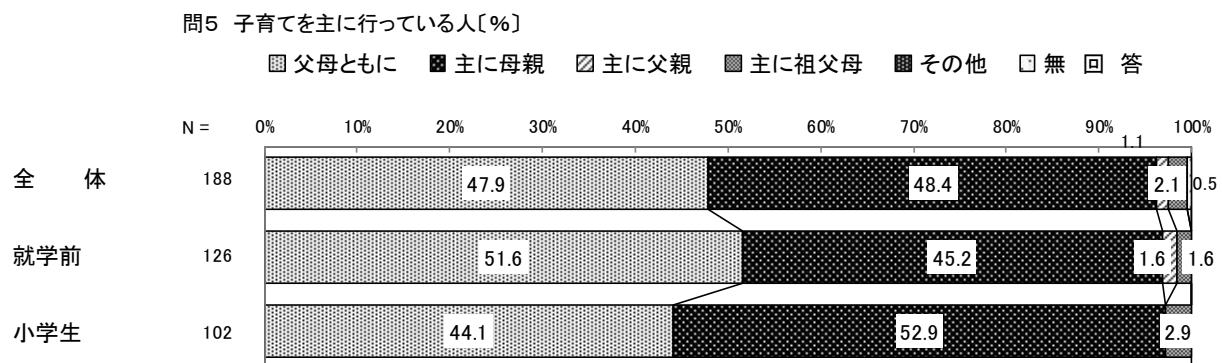
(1) 調査概要

調査対象	就学前児童・小学生の子どもがいる世帯の保護者全員
調査方法	・こども園・小学校で留め置きまたは郵送にて配布・回収 ・世帯用の調査票により、世帯にいる就学前児童・小学生全員の保育サービスの利用状況・意向等を把握。
調査期間	・平成31年3月13日～22日及び平成31年4月4日～12日
回答状況	子どものいる世帯対象388世帯、回答数188世帯、回答率48.5%

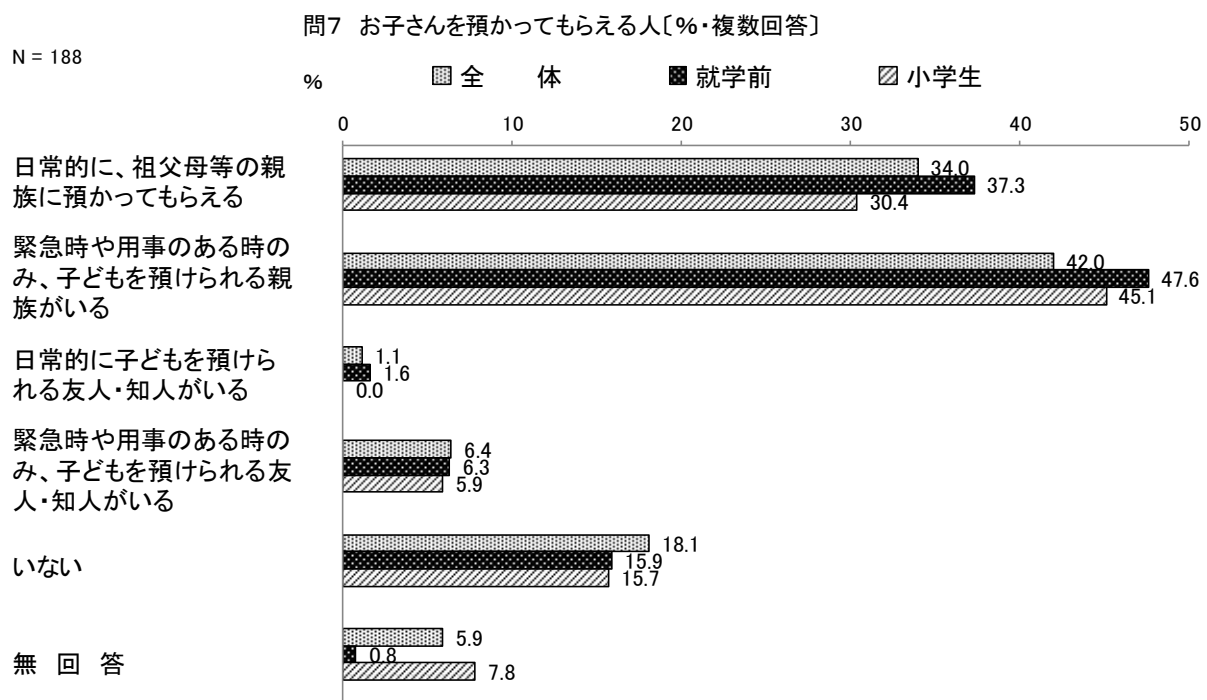
(2) 主な調査結果

①子育ての状況

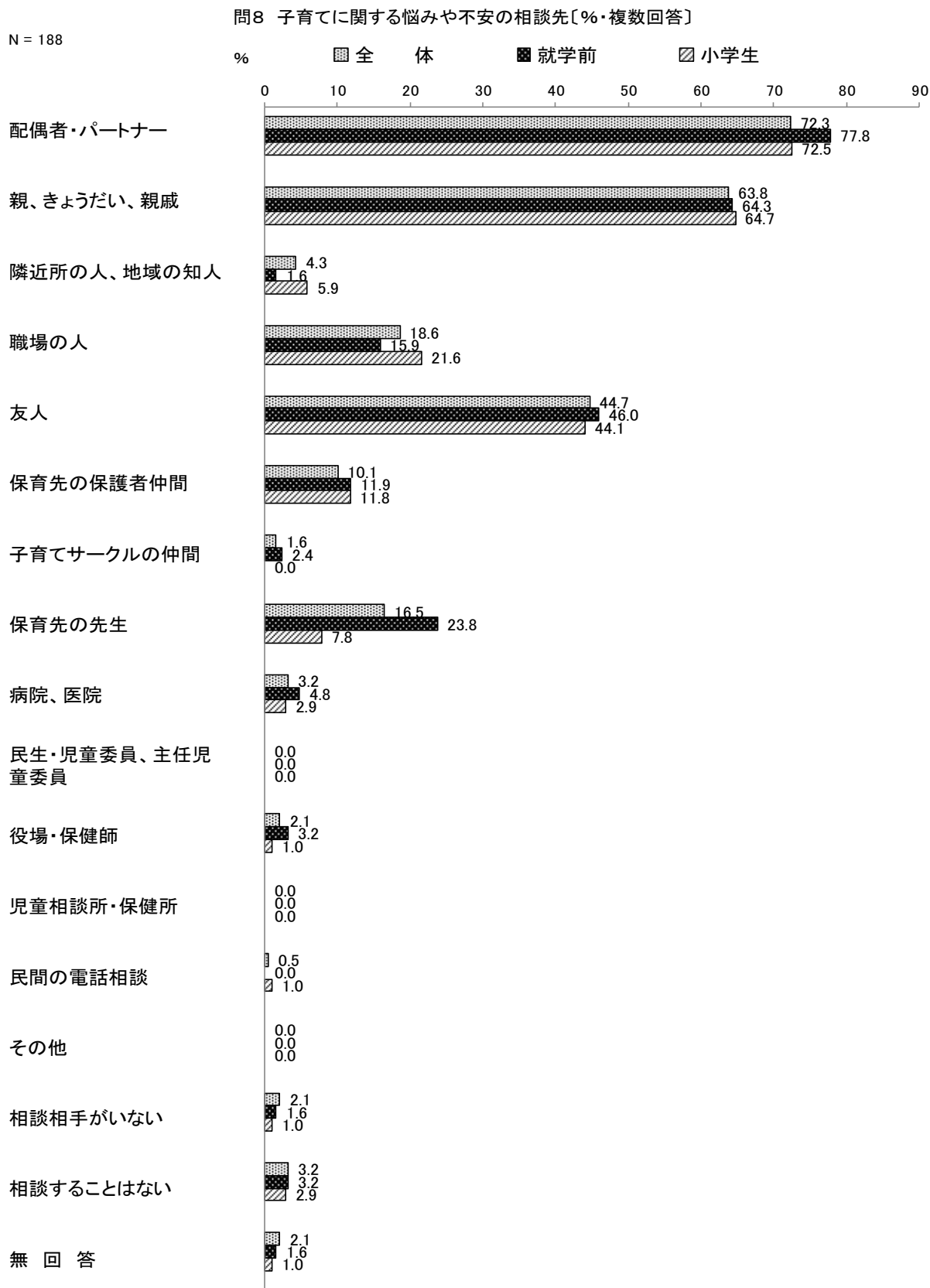
子育てを主に行っているのは、就学前児童では、「父母ともに」が51.6%と多く、「主に母親」が45.2%と続いています。



子どもをみてもらえる親族や友人・知人が、就学前児童・小学生保護者ともに「緊急時や用事のある時のみ、子どもを預けられる親族がいる」が45%前後程度と多く、「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」が30%程度となっています。



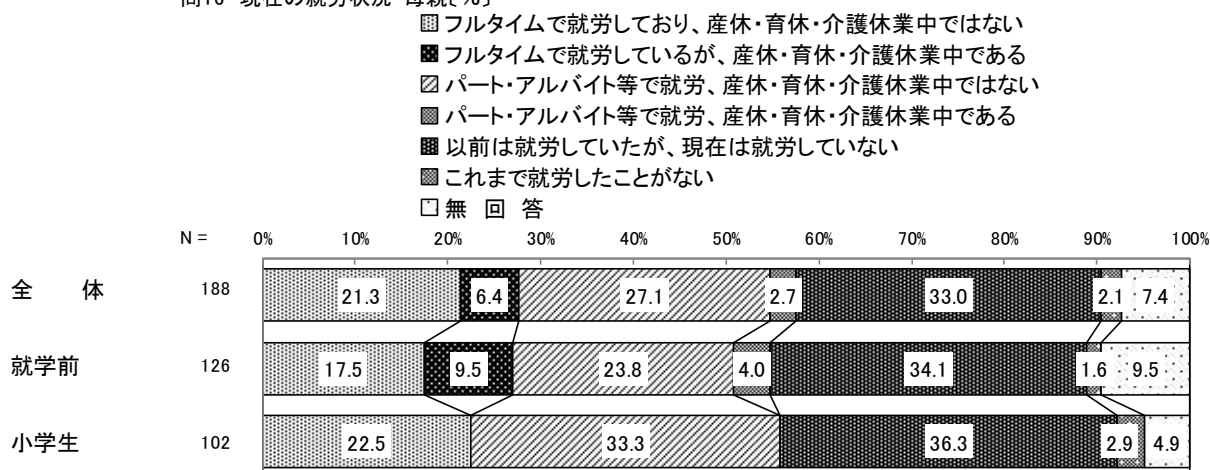
子育てをする上での相談相手・相談先のある回答者の相談先は、就学前児童保護者では、「配偶者・パートナー」が77.8%と多く、「親、きょうだい、親戚」が64.3%と続いています。小学生保護者でも同じく、「配偶者・パートナー」が72.5%と多く、「親、きょうだい、親戚」が64.7%と続いています。



②保護者の就労状況

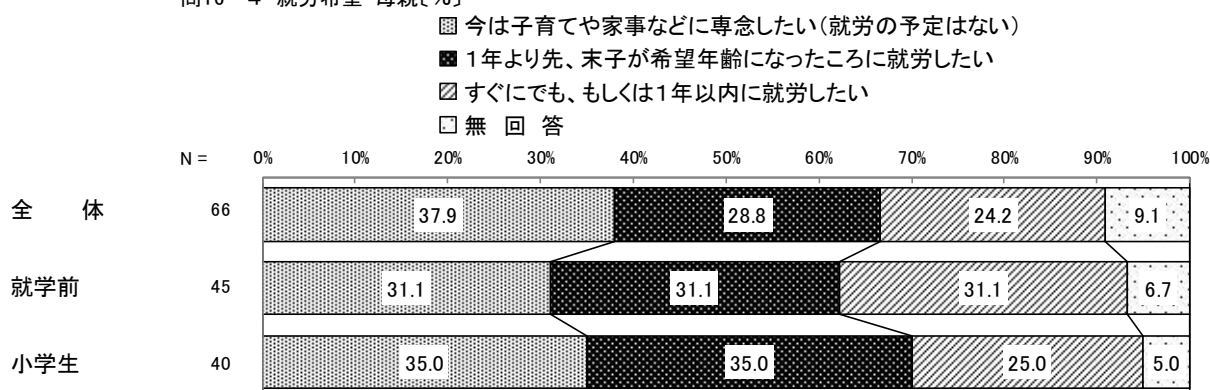
就学前児童の母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.1%、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中でない」が23.8%と多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中でない」が17.5%です。小学生の母親では、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が36.3%、「パート・アルバイト等で就労、産休・育休・介護休業中でない」も33.3%と多く、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が22.5%で、就業率が就学前児童の母親よりも高くなっています。

問16 現在の就労状況・母親[%]



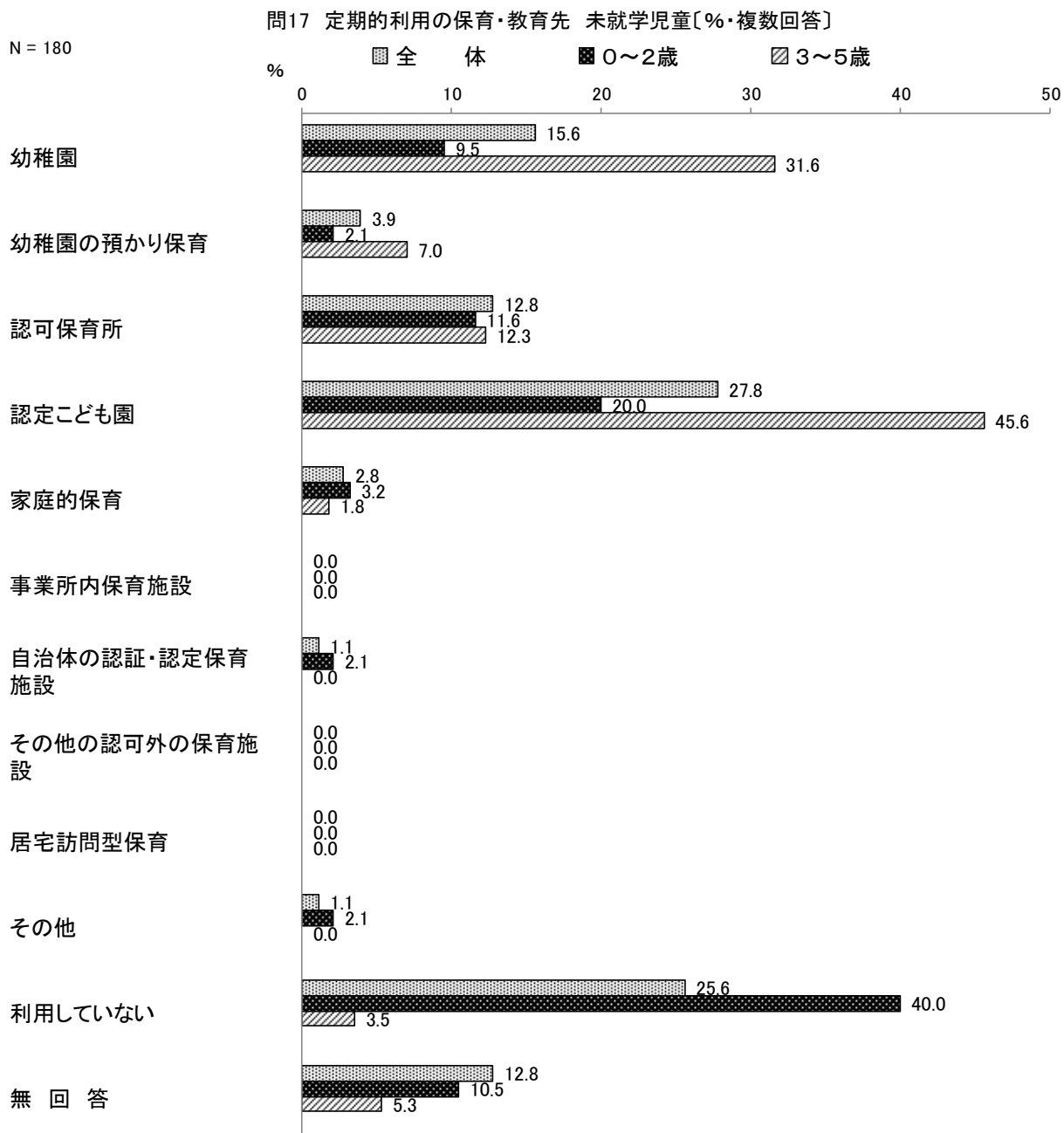
現在未就労の母親の就労希望は、就学前児童の母親では「今は子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」、「1年より先、末子が希望年齢になったころ就労したい」、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がそれぞれ31.1%となっています。小学生の母親では、「今は子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「1年より先、末子が希望年齢になったころ就労したい」がそれぞれ35.0%と多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が25.0%となっています。

問16-4 就労希望・母親[%]



③就学前児童の平日の幼稚園や保育園などの利用

定期的に利用したい平日の教育・保育の事業は、3～5歳では「認定こども園」が45.6%と多く、「幼稚園」が31.6%と続いています。0～2歳では、「利用していない」が40.0%と多く、「認定こども園」が20.0%、「認可保育所」が11.6%と続いています。

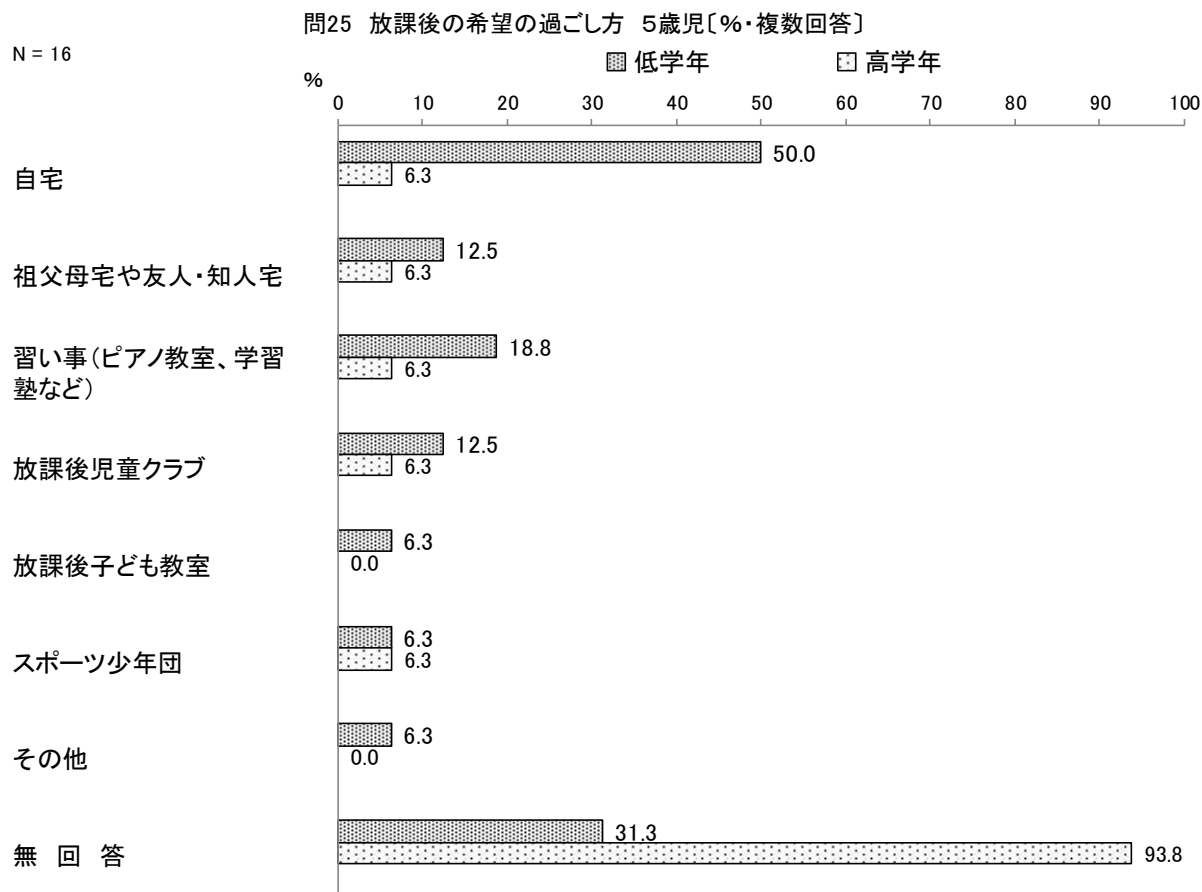


④小学生の放課後の過ごし方

〔就学前児童〕

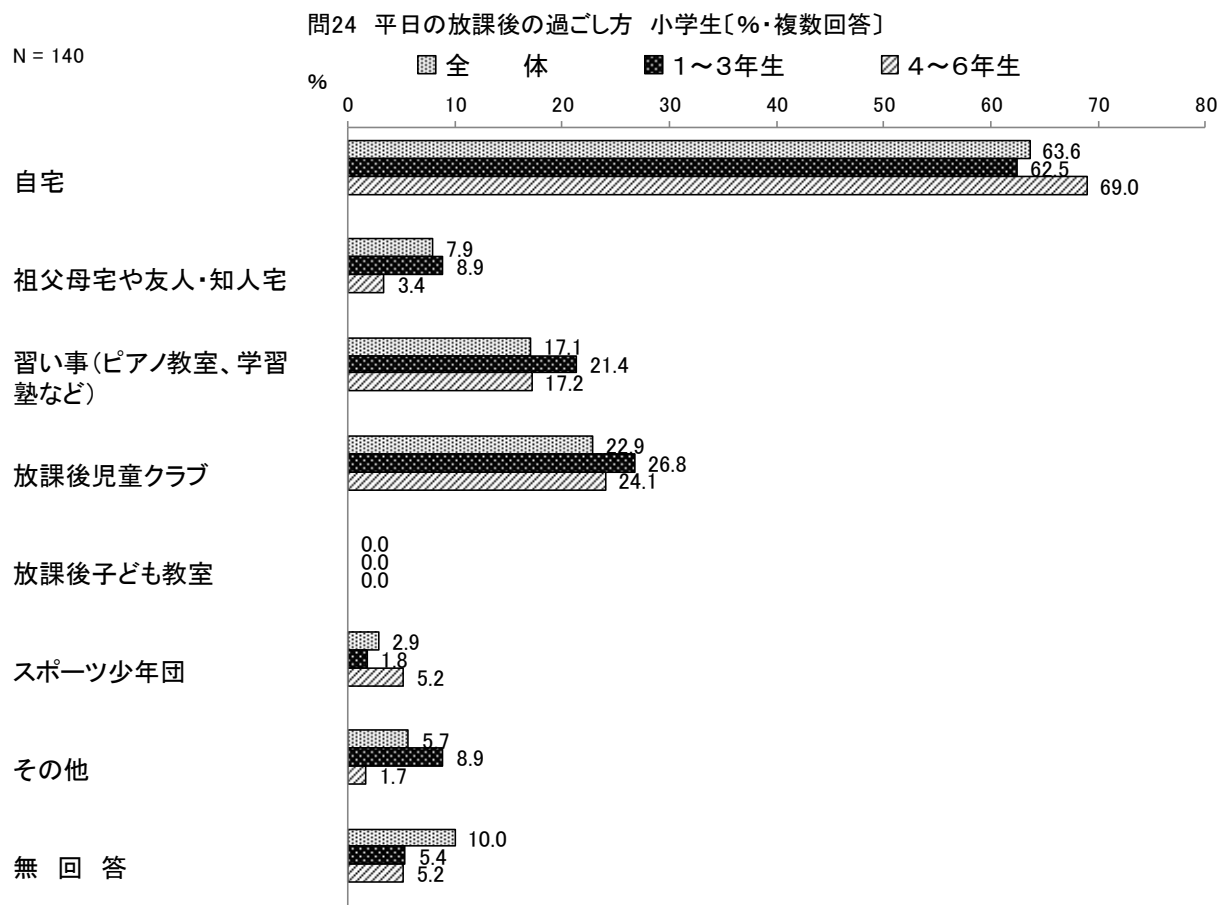
5歳以上の就学前児童保護者に就学後の過ごし方の希望をきいたところ、低学年時は「自宅」が50.0%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が18.8%と回答されています。

高学年時は、「放課後子ども教室」「その他」を除く各選択肢でそれぞれ6.3%と回答されています。

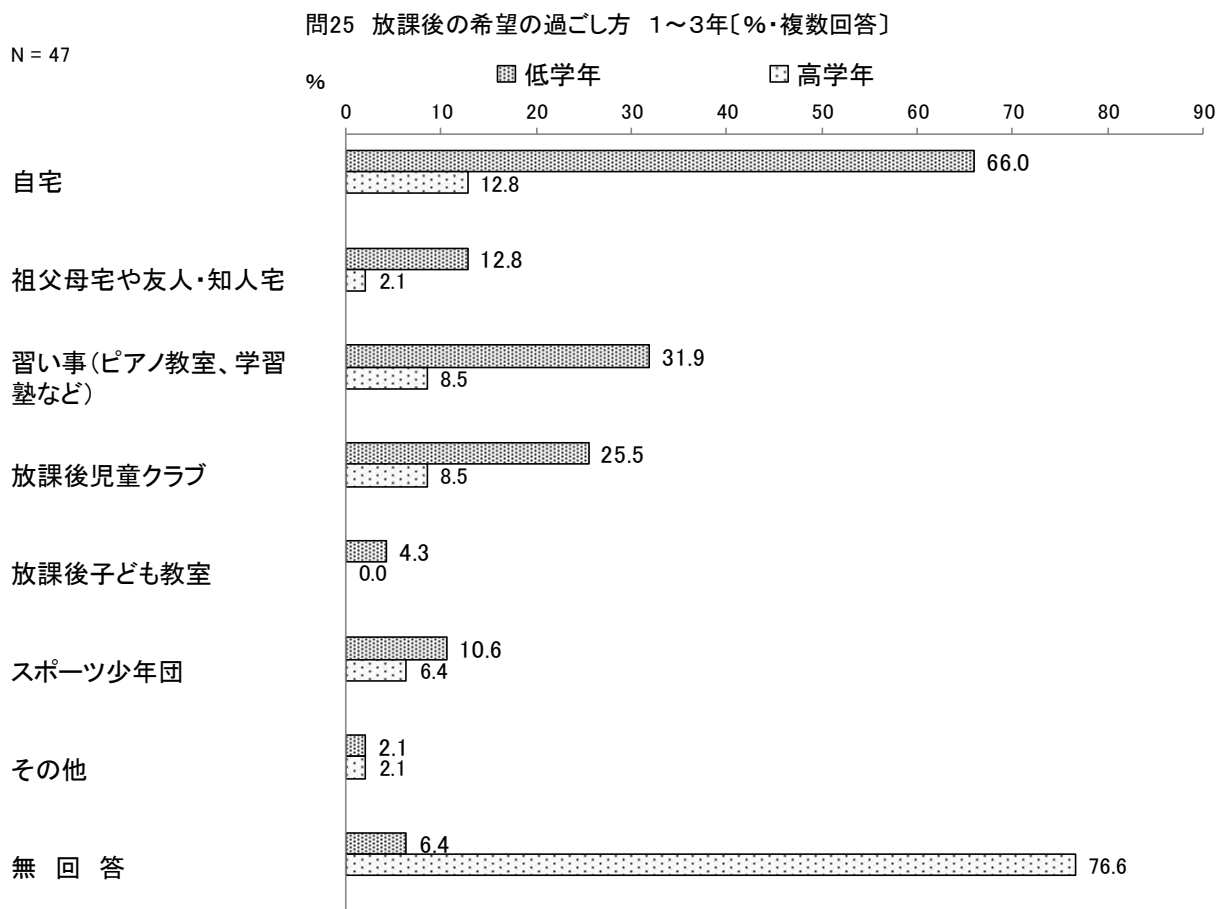


〔小学生〕

実際に小学生が放課後に過ごしている場所では、「自宅」が63.6%と多く、「放課後児童クラブ」が22.9%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が17.1%と続いています。4～6年生は「自宅」が69.0%と多く、1～3年生では「自宅」が62.5%で、「放課後児童クラブ」が26.8%で続いています。

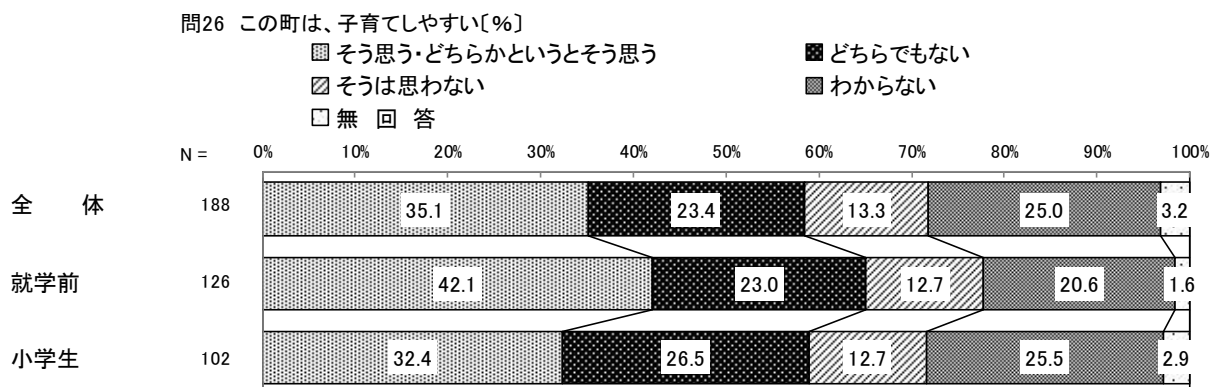


放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が66.0%と多く、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が31.9%、「放課後児童クラブ」が25.5%と続いています。



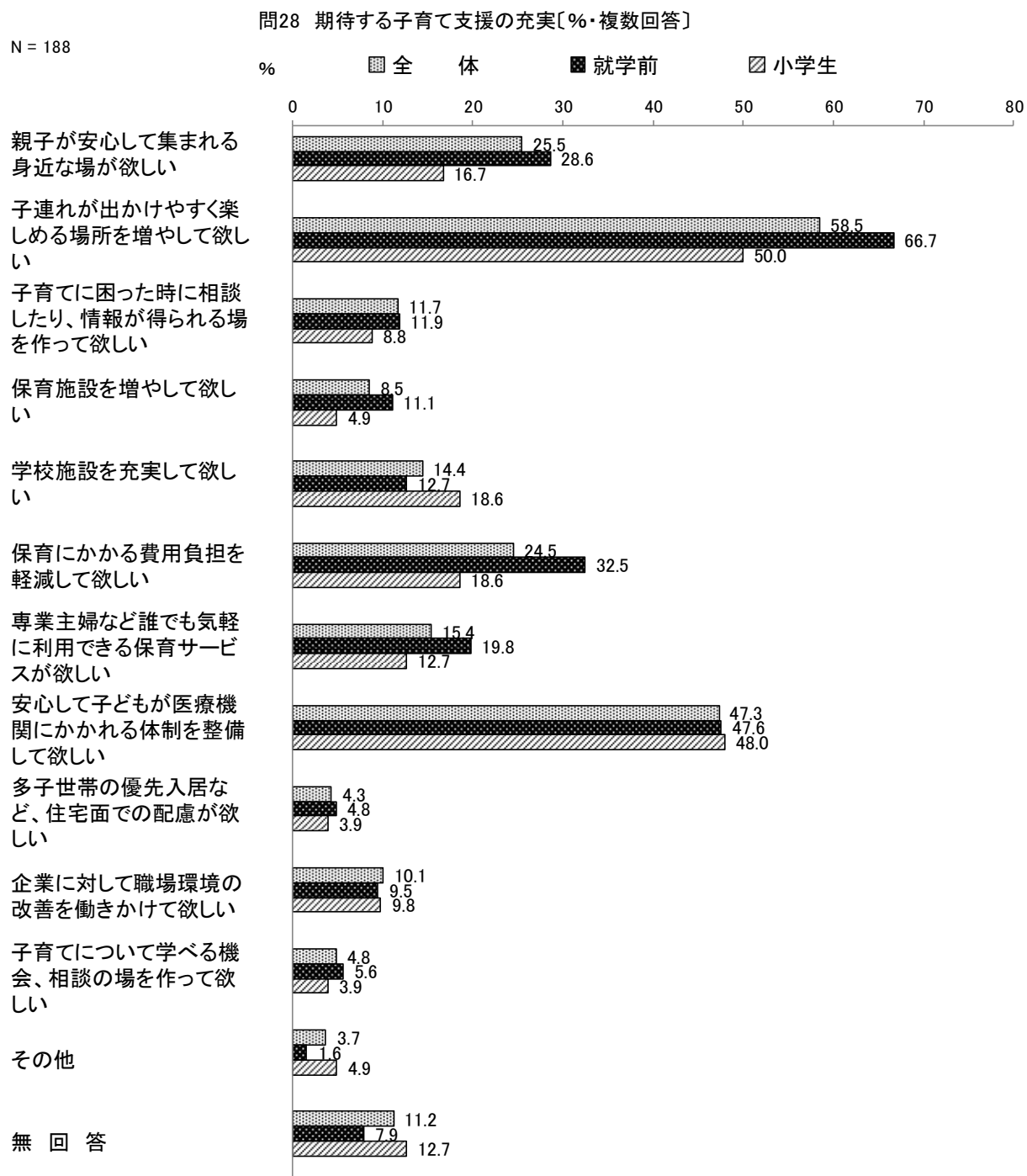
⑤子育てに関すること

この町は、子育てしやすいかは、就学前児童では、「そう思う・どちらかというと思う」が42.1%と多く、「どちらでもない」が23.0%、「わからない」が20.6%と続いています。小学生では、「そう思う・どちらかというと思う」が32.4%と多く、「どちらでもない」が26.5%、「わからない」が25.5%と続いています。



子どもを育てやすい社会のために期待する子育て支援の充実は、就学前児童では、「子連れが出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が66.7%と多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が47.6%、「保育にかかる費用負担を軽減してほしい」が32.5%と続いています。

小学生では、「子連れが出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が50.0%と多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が48.0%となっています。



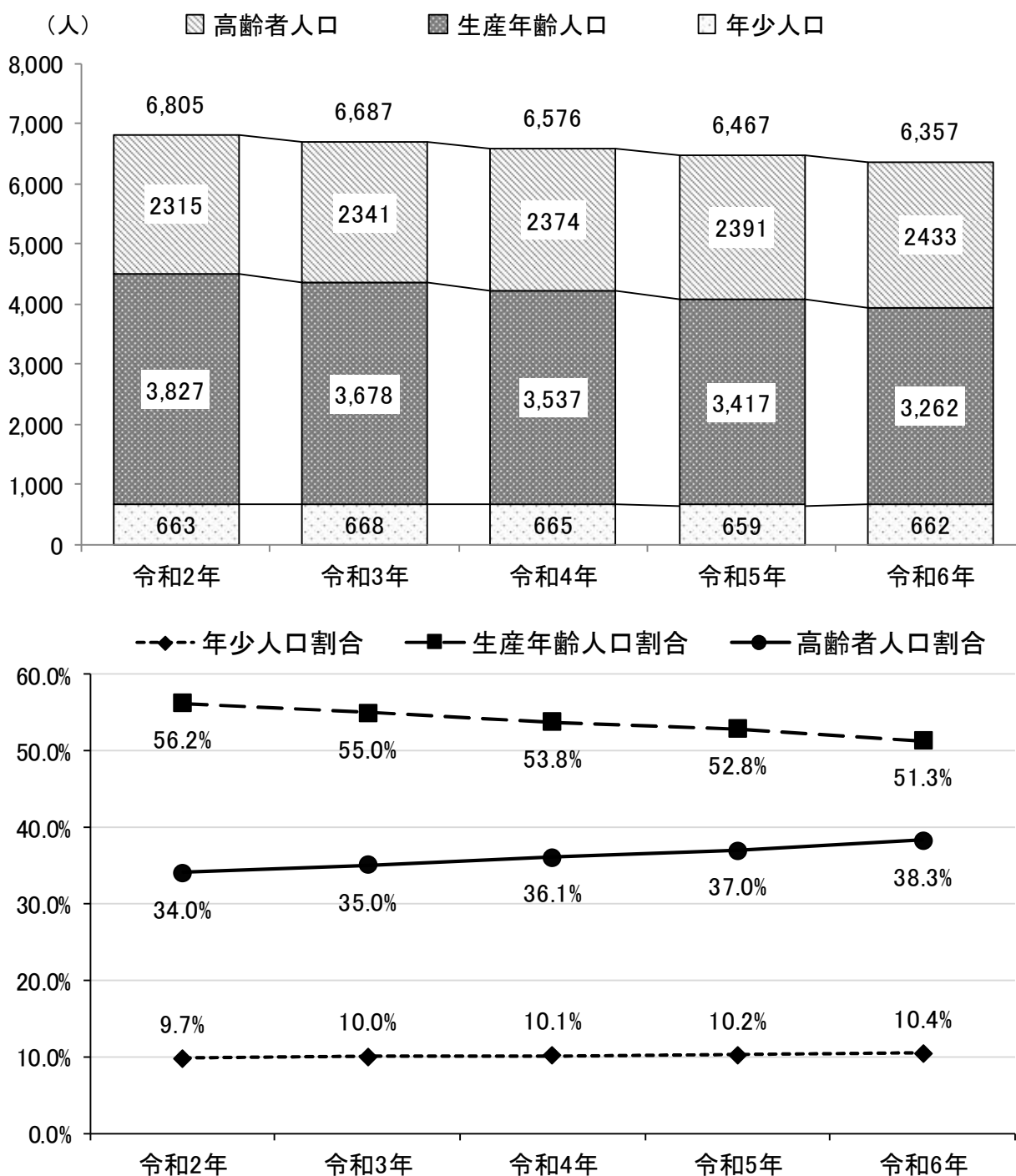
4. 将来人口

人口推計の結果によると、令和6年の総人口が6,357人、0～14歳の年少人口が662人となり、年少人口割合は令和2年の9.7%から10.4%になると想定されます。

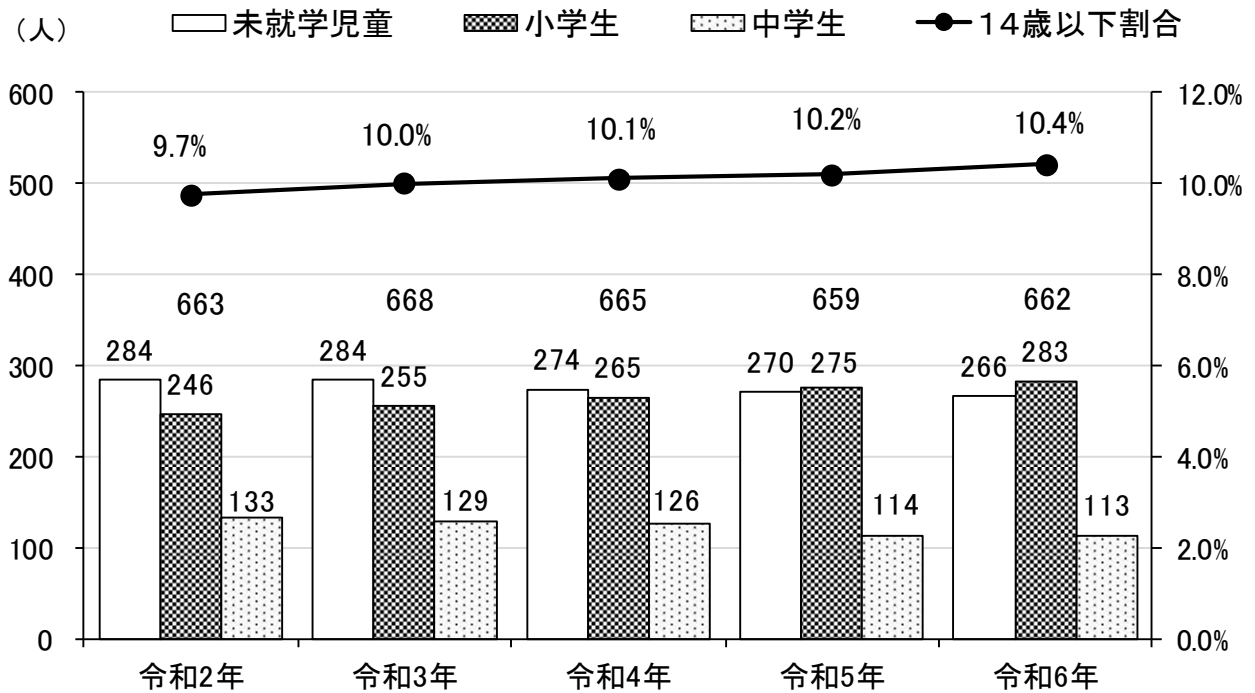
また、子どもの人口は、令和6年の0～5歳の人口が266人と推計され、令和2年と比較すると18人の減少、一方、6～11歳の人口は計画期間に微増し283人と推計されます。子どもの人口を全体でみると、660人程度を横ばいで推移すると想定されます。

(注) 今回の人口推計にあたっては、平成29年から平成30年までの各年4月1日の住民基本台帳データ（外国人含む）をもとに、コーホート変化率法により推計しました。

将来人口推計(住民基本台帳人口により推計)



第2期計画期間の子ども数の推計



(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	45	43	41	39	38
1歳	50	46	44	42	40
2歳	45	52	48	46	44
0～2歳計	140	141	133	127	122
3歳	45	43	49	46	44
4歳	54	48	46	53	49
5歳	45	52	46	44	51
3～5歳計	144	143	141	143	144
6歳	55	52	58	54	50
7歳	36	50	47	53	48
8歳	36	35	49	46	52
9歳	41	36	35	51	48
10歳	42	41	36	35	51
11歳	36	41	40	36	34
6～11歳計	246	255	265	275	283
12歳	52	35	40	39	35
13歳	43	52	35	40	39
14歳	38	42	51	35	39
12～14歳計	133	129	126	114	113
合 計	663	668	665	659	662

第3章 計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

目指す姿		内容
①	子どもの人権が守られ、 心身ともに健やかに育つ	すべての子どもの幸せを第一に考え、子どもたちの人権が守られ、その権利が十分に保障され、利益が最大限に尊重されるよう配慮し、健やかな心身の発達が促されるように支援していきます。 また、子どもは次代の親となるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持ち、子どもを産み育てることができるよう長期的な視野に立って、子どもの健全育成のための取組を進めていきます。
②	安心して子どもを産み、 育てられる	共働きの家庭やひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している家庭等、子育てをしているすべての親・家庭が身心ともにゆとりをもち、楽しく子育てができるような支援をしていきます。
③	地域でともに 子どもを育てる	子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。そのためには、子ども子育て支援は社会全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりや、地域に受け継がれる伝統文化の継承や世代間の交流ができるための仕組みづくりを進めていきます。

2. 基本理念

“誰もが安心して子どもを産み、喜びや楽しさを感じながら子育てができる、そして、すべての子どもたち一人ひとりが地域で大切にされ、健やかに育つことのできる環境を追求していくことが檜葉町の目指すところです。”

世代間の交流や地域のつながりを取り戻し、誰もが喜びや楽しさを感じながら子育てができる環境づくりを、家庭、学校、地域、企業、行政が連携しながら推進していくために以下の基本理念とします。

すべての子どもの輝きと親の子育てを地域が応援する檜葉町(案)

3. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標① 地域之力・家庭之力・つながりを取り戻すことができる環境づくり

基本目標② 子ども・子育て世代を支援する体制と保育・教育内容の充実

基本目標③ 多世代がふれ合い、交流することのできる環境づくり

4. 重点施策

(1) 子育ての情報発信

妊娠期から子育て期までに必要となる子育てサービスの情報を冊子にまとめ、配布することにより、町内及び各地に避難している住民に情報が届くようになっていきます。また、相談窓口の充実を図るために関係機関の連携体制の構築、研修会などを開催していきます。

(2) 子育て支援拠点・子育て世代の交流促進

あおぞらこども園で実施している子育て支援センターで行う事業内容の見直しなどを行い、子どもが安心して遊べる場、より多くの子どもや保護者が集い交流を深める場、誰もがいつでも集まることができる場所を作っていきます。

また、他市町村でも保育サービスを受けられる情報の提供、相談、調整ができる窓口相談の拠点として、子育て世代包括支援センターを中心に子育て世帯の子育てを支援します。

(3) 多世代が共生する拠点づくり

子どもが健全に育つためには、さまざまな世代との触れ合いも大きな要因となっています。そのためにあおぞらこども園を利用し、高齢者から子どもまでが集まれる交流の場、つながりの場、伝承の場をつくり、継続的な実施をめざします。

(4) 保育・教育環境の充実と質の高い学校教育・保育の提供

子育て世代のニーズを踏まえて、保育時間延長の検討、障がい児も含めた放課後児童の学習を行う場や居場所づくりの検討をします。

また、こども園・小中学校は、少人数での教育・保育の良さを維持し、更にはデメリットをメリットに変えていくための問題点や解決の方法、具体的な施策等について検討していきます。

そのために関係機関の連携と、職員の研修の機会を多く持ち、質の高い教育・保育を提供できるようにしていきます。

さらに、教育・保育をはじめとした子育て世代の負担を軽減するような財政措置について検討します。

(5) 子育てに関するバックアップ機能の充実

地域の安全・安心を守るために、地域の高齢者等による見守り隊の復活やファミリーサポートの再開などに取り組みます。

5. 施策体系

基本目標に基づいた施策の体系は、次のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策（※は重点施策）
すべての子どもの輝きと親の子育てを地域が応援する檜葉町（案）	1. 子どもの人権が守られ、心身健やかに育つ	1.1 子どもの心と体が健康に発達する 1.2 次世代を担うたくましい人づくり 1.3 子どもの人権が守られる 1.4 犯罪、事故、病気から子どもを守る 1.5 個別ニーズのある子ども・支援が必要な子育て世帯への対応 [*子育てに関するバックアップ機能の充実]
	2. 安心して子どもを産み、育てられる	2.1 子育てに喜びを持ち、親として成長できる 2.2 子育てにゆとりがもてる 2.3 健やかな妊娠・出産ができる 2.4 親が安心して子育てと社会参加ができる 2.5 多様な家庭形態への個別支援 [*子育て情報の発信 *子育て世代の交流の促進 *保育・教育環境の充実]
	3. 地域で共に子どもを育てる	3.1 子育て環境の整備 3.2 地域の育児力を育てる 3.3 親にやさしい職場づくり [*多世代が共生する拠点づくり]

第4章 施策の展開

基本目標1. 子どもの人権が守られ、心身健やかに育つ

施策の方向

- *子どもの心と体が健康に発達する
- *次世代を担うたくましい人づくり
- *子どもの人権が守られる
- *犯罪、事故、病気から子どもを守る
- *個別ニーズのある子ども・支援が必要な子育て世帯への対応

事業名	事業内容	担当課
こども園における食育の推進	こども園の入園児と保護者を対象に食への興味・関心が持てるよう、給食だよりによる情報提供をしている。未就園児に対しては、子育て支援センターでの情報提供を検討していく。	こども園
家庭教育学級の開催	食を通しての親子のコミュニケーションの大切さについて、バイキング給食で講演会を開催する。	教育総務課
楽しさとゆとりのある給食推進	給食を通して、家庭や社会の中で、子ども一人ひとりの食べる力を豊かに育むための支援を行う。ランチルームで全校生徒が揃って給食を食べるなどの環境や自校方式による給食提供などを実施している。	教育総務課 こども園
親子の遊びの教室（わんぱく広場）	幼児期における遊びの体験を通して、親子の触れ合い、子ども、親同士、地域の人たちとの交流を図る。0～1歳6カ月までをベビママ教室、1歳6カ月から就学前までをちびっこ教室として実施している。	支援センター
高齢者との交流事業	遊びや伝統文化、季節の行事等を通して交流を図る。フラット利用者との交流事業を実施している。今後、交流者の範囲を広げ、より多くの高齢者と交流できる機会を設けていく。	こども園 支援センター
絵本の読み聞かせ事業	乳幼児期からの読み聞かせの大切さを知らせていくために、ボランティアや保護者を巻き込んだ読み聞かせ会の実施や、日々の読み聞かせを実施していく。また、ブックスタート事業を開始し、母子手帳交付時に絵本を祝い品として贈呈していく。	住民福祉課 教育総務課 こども園 支援センター
こども園の地域活動事業	子育て支援センターに地域の人たちを呼び込み触れ合いが持てるように、新たな交流事業を検討していく。	支援センター
歯の健康づくり教室	3歳児以上のクラスを対象に、歯磨き教室を実施している。また、5歳児クラスを対象として、6歳臼歯の教室を実施している。 親に対する啓蒙についてはおたより等にとどまっておき、今後、講演会などの実施も視野に入れ検討していく。	住民福祉課 こども園

事業名	事業内容	担当課
歯科検診及び歯科相談事業	こども園や小中学校での歯科検診を実施している。また、小中学校では希望者にフッ化物洗口を実施している。	子ども園 教育総務課
広報紙、ホームページの活用、子育て冊子の発行	妊娠期から子育て期の子育て支援サービス等の情報をまとめた冊子を発行し、情報提供をしていく。	住民福祉課 支援センター
ベビーサークル (2か月～11か月) ちびっこサークル (1歳～2歳)	生後2か月から2歳までを対象に子育ての情報提供や学習会、母子交流、親子交流の機会を持つ。0～1歳6か月までをベビママ教室、1歳6か月から就学前までをちびっこ教室として実施している。	支援センター
中学生チャレンジ事業	町内の社会体験経験活動を通して、社会性や自立心、生きる力を養う。中学生はキャリア教育の中で町内企業とのコラボ商品の開発や職場体験、小学生は職場訪問を実施している。	教育総務課
子ども体験教室	学童期の子ども同士の交流を図り、遊び、文化、歴史を学ぶ教室を開催している。	教育総務課
子どもの運動教室	基礎体力を高めるため、小学生を対象に運動教室を開催している。	教育総務課
地域ふれあい事業	地域の子どもから高齢者までが気軽に集まって様々な体験や学習をし、地域学習を図る。	住民福祉課 教育総務課
性・いのちの教育の推進	こども園から小中学生を対象に命に関する学習会や情報の提供を行う。中学生を対象に外部講師による命の授業、幼小連携の機会を利用した交流活動を実施している。	こども園 教育総務課 住民福祉課
こども園、小中学校等の連携	互いに連絡を取りながら指導状況の把握、情報交換、学習会を行う。小学生とこども園児の交流事業、保育参観時に講演会を実施している。	教育総務課 こども園
児童虐待予防、防止ネットワークの充実	児童虐待の予防、防止、早期発見及び虐待事例、非行や不登校事例などの円滑な支援を行うため要保護児童対策地域協議会を設置している。随時、個別ケース検討会、年1回～2回の実務者会議、代表者会議を実施している。今後は要保護児童対策地域協議会の機能強化と子ども家庭相談支援拠点機能の確保を図る。	住民福祉課
地域防犯協会、子ども見守り隊の活用	特別警戒隊パトロール隊員による、ここなら商店街前・中学校入口での立哨活動を平日5日実施しており、継続して実施する。	くらし安全対策課 教育総務課
交通安全教室	こども園、小中学校での交通安全教室を定期的実施する。	くらし安全対策課
防犯灯の整備	防犯灯の設置を完了しており、各行政区からの設置要望箇所については、順次整備対応している。	くらし安全対策課
歩道の整備	町の復旧にあわせ通学路などの整備をしていく。今後、通学路交通安全プログラム策定に着手し、プログラムに基づき、通学路整備を進めていく。	建設課

事業名	事業内容	担当課
障がい児保育の充実	関係機関と連携、研修等しながら適切な援助の在り方を探っていく。また、加配の職員を配置し保育を実施している。研修を重ね適切な援助ができるよう、学ぶ環境づくりを進める。	住民福祉課 こども園 教育総務課
特別支援学級の充実	中学校では特別支援学級を開設している。また、小学校では支援員を配置している。必要に応じて支援学級の開設について福島県と協議している。	教育総務課
障がい児の放課後保育	障がい児の放課後の預かりや長期休業時の預かりを児童館で実施しており、居場所・過ごす場所となっており、受け入れ体制の確保を図る。	住民福祉課
スクールカウンセラーの設置	臨床心理士などを学校に配置し、心の問題に悩んでいる子どもや家族に対して電話や面接による相談を行う。養護教諭を中心に相談体制を構築している。ケースによってはスクールカウンセラーによる相談を実施している。	教育総務課

基本目標2. 安心して子どもを産み、育てられる

施策の方向

- *子育てに喜びをもち、親として成長できる
- *子育てにゆとりがもてる
- *健やかな妊娠・出産ができる
- *親が安心して子育てと社会参加ができる
- *多様な家庭形態への個別支援

事業名	事業内容	担当課
児童ふれあい事業	小中学生が気軽にこども園の子ども達と触れ合える機会を作る。小学生とこども園児とのふれあいを充実させる連携事業を実施していく。	支援センター
思春期ヘルス事業	小中学生を対象に自らの健康問題を主体的に解決する能力を育てると共に、健全な父性・母性の育成を図る。外部講師を招き中学生に対する性教育講演を実施している。	教育総務課
こども園での子育て学習会	保育参観など保護者が集まる機会を利用して講話や座談会を実施していく。	こども園
出産祝金	次世代を担う児童の出産を祝うと共に健やかな成長を願い、第3子以上から出産時に30万円を支給する。	住民福祉課
奨学金貸付制度	経済的理由により就学困難と認められた者に対し、大学進学で最大月額5万円の貸付を行う。	教育総務課
高校生の通学交通費助成	鉄道、バスの定期代を榎葉町からの通学者は全額補助、他の場合は20%の助成を行う。	教育総務課
広報紙、ホームページの活用、情報誌の発行	妊娠、出産に関する情報の提供。	住民福祉課
妊婦相談	母子手帳の交付時に合わせ、妊婦に対し個別の相談を行う。	住民福祉課
こども園の充実	0から5歳の継続した育ちをとらえた保育の実施。保育の質の向上のための園内研修及び外部講師を招いての研修会の実施。また、保護者のニーズへの適切な対応や情報提供の充実に努め、保護者と共に子育てや成長の喜びを共有していく。	こども園
放課後児童保育の充実	共働き家庭を対象に実施。町独自の事業として児童館を運営し、幅広く子どもの預かりを実施している。	住民福祉課

基本目標3. 地域で共に子どもを育てる

施策の方向

- *子育て環境の整備
- *地域の育児力を育てる
- *親にやさしい職場づくり

事業名	事業内容	担当課
公園の充実	町営住宅等敷地内及び分譲団地内の公園について維持管理に努める。 ならはスカイアリーナに室内遊び場及び幼児用プールを整備。	建設課 新産業創造室 住民福祉課
子育て応援隊の育成	ボランティアとして活動できる人材の育成をいていく。 また、町クリーンアップ作戦への参加を促すなど地域でのボランティア活動を促進していく。	教育総務課

第5章 子ども・子育て環境の充実

1. 子ども・子育て支援事業の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保の方策について定めます。

子ども・子育て支援制度の全体像

教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
(1) 施設型給付 ・認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付（認可保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」と称され、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。） (2) 地域型保育給付 ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（施設型給付及び地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応） (3) 児童手当 (4) 施設利用等給付	・13の事業が規定されています。（これらの事業は、都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施されます。）
※子ども・子育て支援法以外の事業 ・私立認可保育所（現行の制度のまま、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者からの料金の徴収も市町村が行います。） ・新制度へ移行しない私立の幼稚園（事業者は私学助成・幼稚園就園奨励費の補助を受けます。）	

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

認定区分と提供施設

認定区分	児童年齢	認定内容	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定 （教育を希望する場合）	幼稚園または認定こども園	4時間
2号認定	満3歳以上	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所または認定こども園	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育認定 （保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合）	保育所または認定こども園	8～11時間

2. 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て法第61条第2項において、子ども・子育て新制度では、教育・保育提供区域の設定について、実施主体の教育・保育サービスの提供体制を確保するため、教育・保育提供区域の設定を行うこととなっています。現在の教育・保育の利用状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、設定することとされており、全域を1区域と設定します。

3. 計画期間の子ども数と潜在的家族類型

(1) 子ども数の推移と今後の見込み（0～5歳）

計画期間中の児童数について、平成30・31年（各年4月1日現在）の1歳ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法にて推計しました。

	実績			計画期間の推計児童数(就学前)				
	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	44	43	49	45	43	41	39	38
1歳	57	45	43	50	46	44	42	40
2歳	47	53	47	45	52	48	46	44
3歳	55	46	50	45	43	49	46	44
4歳	37	49	47	54	48	46	53	49
5歳	41	35	48	45	52	46	44	51
計	281	271	284	284	284	274	270	266

(2) 潜在的ニーズを加味した家族類型割合（調査結果より）

ニーズ調査の結果から、年齢区分ごとの家庭類型を分類すると、以下のとおりとなります。現在は現在の保護者の就労状況から区分しており、潜在はニーズ調査から就労意向とフルタイムへの転換希望等を加味して区分したものです。

0～5歳の家庭類型分類

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	10	7%	10	7%
タイプB	フルタイム×フルタイム	34	25%	37	28%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	29	22%	40	30%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	8	6%	15	11%
タイプD	専業主婦(夫)	53	40%	32	24%
タイプE	パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0%	0	0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0%	0	0%
タイプF	無業×無業	0	0%	0	0%
全 体		134	100%	134	100%

4. 幼児期の学校教育・保育

(1) 特定教育・保育（施設型給付）

施設型給付とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付を指します。保育所、認定こども園、幼稚園は「教育・保育施設」といわれ、そのうち市町村が確認を行った施設を「特定教育・保育施設」と呼びます。

施設区分	内容	年齢	利用できる保護者
幼稚園	・ 小学校以降の教育の基礎をつくるための、幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	・ 制限無し
保育所	・ 就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	・ 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者
認定こども園	・ 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	・ 保護者の就労状況に関わりなく、すべての子どもが教育・保育と一緒に受ける ・ 保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能 (注) 0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

■現状

町内には、幼保連携型認定こども園「あおぞらこども園」が1園あります。

(人)	第1期計画期間				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①利用者推計総数 (量の見込み)	33	—	—	—	—
1号認定	19	—	—	—	—
2号認定	5	—	—	—	—
3号認定(1・2歳児)	9	—	—	—	—
3号認定(0歳児)	0	—	—	—	—
②実績	44	41	66	63	85
1号認定	19	21	22	23	28
2号認定	16	7	21	20	30
3号認定(1・2歳児)	9	11	18	18	21
3号認定(0歳児)	0	2	5	2	6
差異(②－①)	11	—	—	—	—

■見込み量・確保策

町内のあおぞらこども園の利用と避難先での利用分を見込みます。

(人)	第2期計画期間				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者推計総数 (量の見込み)	229	229	220	218	216
1号認定	46	45	45	45	45
2号認定	107	106	103	104	104
3号認定(1・2 歳児)	51	52	48	46	44
3号認定(0 歳児)	25	26	24	23	23
②提供体制総数	445	446	436	434	432
1号認定	46	45	45	45	45
2号認定	217	216	213	214	214
3号認定(1・2 歳児)	132	133	129	127	125
3号認定(0 歳児)	50	52	49	48	48
差異(②－①)	216	217	216	216	216

○あおぞらこども園の利用見込み・定員

(人)	推 計				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計					
1号認定					
2号認定					
3号認定(1・2 歳児)					
3号認定(0 歳児)					

(2) 地域型保育給付

地域型保育給付に該当するサービスは、従来の無認可保育施設、事業所内保育施設や保育ママ、ベビー・シッター等が該当し、町が認可して0～2歳の3号認定者を対象に実施します。現在、町内に地域型の事業所はなく、ニーズ調査の3号の保育サービスは(1)の3号に含めて算出しています。

事業名	対象児童年齢	事業の内容
小規模保育	0～2歳	・少人数(6～19人)を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	0～2歳	・保育者の居宅など、家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細かな保育を行います(保育ママなど)。
居宅訪問型保育	0～2歳	・個別のケアが必要な場合(障害・疾患など)や、保育等の施設がない地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅に保育士が訪問し、保育を行います(ベビー・シッター)。
事業所内保育	0～2歳	・会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。

5. 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

■現状

- ・子どもとその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報提供し、必要に応じて相談・助言などの支援を行う事業です。
- ・円滑に必要なサービスを受けられるように平成31年度に開設した檜葉町子育て世代包括支援センターで事業を行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	-	-	-	-	1
実績	-	-	-	-	1

■見込み量・確保策

- ・妊娠届出時から子育て世帯を切れ目なく支援するため、必要に応じて支援が必要な親子に支援プランを作成して支援します。
- ・関係機関との連携、情報共有の体制づくりをしていきます。
- ・妊娠期から子育て期までのサービス情報の提供をします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	1	1	1	1	1
実績	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

■現状

- ・こども園支援センターで、町独自事業として未就園の子どもと保護者が集まる場を作っています。
- ・利用者数は年度によって異なります。

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	300	-	-	-	-
実績(町独自)	9	300	168	667	●

■見込み量・確保策

- ・就園前の子どもが親子で集まれる場を町独自事業で開催し、参加を呼びかけます。
- ・「わんぱく広場」や「ちびっこサークル」などの事業を当該事業としての実施について検討します。
- ・就学児や地域の住民など、異世代間での交流ができる事業を検討していきます。
- ・情報発信の工夫や内容充実の検討をしていきます。

(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	323	325	306	293	281
供給量(町独自)	350	350	350	350	350
か所数	1	1	1	1	1

③ 一時預かり事業

■現状

- ・家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、昼間において認定こども園、子育て支援センターで預かり、必要な保育を行う事業です。
- ・1号認定に該当する子どもたちは、園の開園時間に合わせて18時30分までの保育を受けることができます。
- ・避難地域(双葉・浪江・富岡)の保護者が一時帰宅をする際に、該当する町の子どもの一時預かりを実施しています。在園児以外の一時預かりも実施していますが、町独自事業として実施しています。

(延人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号利用	20	—	—	—	—
在園児以外	120	—	—	—	—
1号利用	15	80	0	0	●
在園児以外	0	0	0	0	●

■見込み量・確保策

- ・1号認定に該当する子ども達の一時預かりを、継続して実施していきます。(保育の必要性の基準に該当しないお子さん)
- ・家庭において保育を受けている子ども達の一時預かりを実施していきます。
- ・利用の方法等の情報発信をしていきます。

(延人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号利用	180	173	172	168	161
在園児以外	180	173	172	168	161
1号利用(町独自)	180	180	180	180	180
在園児以外(町独自)	180	180	180	180	180

④ 乳児家庭全戸訪問事業

■現状(人回)

- ・生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
- ・県内を対象に直接実施に努めていますが、全ての対象者の訪問は困難な状況です。(県外に関しては避難先自治体で行っているため、把握が困難です。)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	54	—	—	—	—
実績	58	59	33	49	33

■見込み量・確保策

- ・県内を対象に引き続き実施し、対象者に対し100%の訪問を目指します。
- ・訪問の機会に、子育て世代包括支援センターや子育て支援情報について周知を図り、困ったときに連絡してもらえる関係づくりに取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	45	43	41	39	38
供給量	45	43	41	39	38

注)0歳児数

⑤ 養育支援訪問事業

■現状（対象家庭数）

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・支援を要する児童、家庭の把握が、困難な状況です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	8	—	—	—	—
実績	16	13	10	16	10

■見込み量・確保策

- ・支援家庭の早期把握の努め、一人ひとりに合わせた支援を行っています。
- ・関係機関のネットワーク構築をしていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	16	16	15	14	14
供給量	16	16	16	16	16

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の保護者で育児の援助を必要とする者と、援助を行う者が会員として登録し、会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■現状

- ・現在は活動休止中です。

■見込み量・確保策

- ・ニーズの把握と共に、再開へ向けての検討をします。

⑦ 子育て短期支援事業

■現状

- ・これまで実施しておらず、特に利用の相談などありません。

■見込み量・確保策

現在、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」については実施しておりませんが、事業の実施に向け検討していきます。

⑧ 時間外（延長）保育事業

■現状（利用実人数）

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間の前後に、保育を必要とする子どもの保育をしています。地域子ども・子育て支援事業では11時間を超える保育を延長保育としています。
- ・現在こども園にて、7時30分～8時00分、16時00分～18時30分の延長保育を町独自事業で実施しています。
- ・18時30分を超えての保育ニーズは、現在のところありません。

（人）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	-	-	-	-
実績	0	0	0	0	0

早朝の延長、臨時または緊急時の利用人数を含めている

■見込み量・確保策

- ・平成27年度よりこども園の開園時間（7時30分～18時30分）が保育標準時間内（11時間）となり、11時間を超える延長保育の利用者はみられません。今後通勤時間が長くなるなどの状況も考えられることから、需要がある場合は、時間の拡大、保育体制の確保等について検討していきます。

（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0	0	0	0	0
供給量	0	0	0	0	0

⑨ 病児・病後児保育事業

■現状

- ・病気の回復期または回復期に至らない状態にあり、集団保育等が困難な期間、家庭で保育できない場合、他に保育する方がいない場合に、専用保育室のある施設で一時的にお預かりする事業です。

■見込み量・確保策

- ・現在、「病児・病後児支援事業」については実施しておりません。現時点で町内の医療体制などを勘案し、ニーズの把握、実施に向けた検討をしていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	106	106	102	101	99
供給量	0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・平成29年度から児童館で、児童クラブを町独自事業として実施しています。小学生を基本に児童・生徒の居場所として、児童館で放課後から18時半までの預かりを実施しています。
- ・児童館で実施しているので、活動・遊びの場としての環境も整い、児童の放課後の居場所となっています。
- ・共働き世帯以外の利用もできるようになっており、柔軟に保護者の要望に応じます。

(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	300	—	—	—	—
実績	調査中	実35 延2829	実36 延4408	実48 延5800	実52 延5,086

■見込み量・確保策

- ・当面は町独自事業で実施し、放課後の児童の居場所として、指導員の確保・育成を図りながら対応できる体制を確保し、実施していきます。

(人)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量 5歳児	35	15	35	15	35	15	35	15	35	15
供給量 (町独自 9)	50		50		50		50		50	

⑫ 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業で、檜葉町では15回分の受診券を交付しています。

■現状

- ・妊婦健診に対し15回までの健康診査の助成を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	45	—	—	—	—
実績	64	72	339	535	332

■見込み量・確保策

- ・引き続き、対象者が妊婦健診の啓発等を行い、受診率100%を目指します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	535	520	514	506	502
供給量	535	535	535	535	535

注) 0歳児数×15回

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑭ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

現在、本町において民間事業者等による教育・保育施設はありませんが、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要になる場合に備え、整備を進めていきます。

6. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

【子ども・子育て支援法第61条第2項第3号関係】

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策、こども園と小学校の連携の取組の推進、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組みの連携に関することを記載することが求められています。

町としては、低年齢児の保育体制の充実など、就学前児童の教育・保育体制の充実を目指します。また、教育ニーズについて継続して把握します。

(1) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、生活環境も人が大きく成長する上で非常に重要な意味を持っていることから、教育・保育については、基本的な生活習慣や豊かな情操教育の場として重要な役割を果たしています。

このことから、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、さらなる教育・保育環境の整備と指導体制の充実を図ります。

また、地域子ども・子育て支援事業についても、在宅で子育てをしている親子を含めたすべての家庭を対象に、子どもの成長に応じた子育て支援策の充実や安心して子どもを産み、育てることのできる子育て環境の整備を進めていきます。

(2) 地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者への情報提供や連携を図ります。

(3) 認定こども園と小学校等との連携の推進方策

幼児期の教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（こども園と小学校の連携）の取組の推進については、それぞれが幼児期から児童期への発達の流れを理解し、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深める必要があります。定期的・継続的に関係者の共通理解を図るため、認定こども園と小学校との連携を推進します。

特に、障がいのある子どもや配慮の必要な子どもが必要な支援や合理的配慮など、切れ目なく支援を受けることができるよう、連携を図ります。

7. 総合的な施策の推進

以下の内容については、計画に具体的に盛り込んでいきます。

(1) 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業明けになる共働き世帯で保育ニーズがみられることなども含め低年齢児の保育ニーズは高まっており、低年齢児保育の量の確保を図ります。

(2) 県が行う施策との連携

発育の過程や身体上の障がい等により、支援が必要な子どもへの対応としては、地域社会への参加・包容を推進するために、保育所や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障がい児の受け入れを進めることに合わせて、教育とも連携をさらに深めた上で、より総合的な形で支援を実践していくことが重要となっております。

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

働く意欲のある若者が就労し、男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会の実現に向けて、県や町内事業者、関係機関と連携して啓発活動に取り組みます。

(4) 新・放課後子ども総合プランの推進

新・放課後子ども総合プランの市町村計画として、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な推進や学校施設の活用を促進します。

(5) 児童虐待防止対策の推進

児童福祉法の改正を踏まえ、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化に努めます。

(6) 幼児期の教育・保育の質の向上

幼児期の教育・保育の質の向上に向けて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの確保に努めます。

(7) 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1. 住民・事業者・行政の協働による計画の推進

出生率の向上と健やかな乳幼児の育成、健全で希望に満ちた青少年の育成は、保護者はもとより一般住民、関係各機関等の連携と協働によって成し遂げられるものです。

このことから本計画については、これらの個人、団体、機関等に対して計画への理解と協力を得るために、子育て全般に対する啓発を行うとともに、子育てに関する各種行事への参加・参画を推進します。

2. 計画の公表

本計画については、その概要を町広報紙及びインターネットホームページ等において開示し、広く町民及び保護者への周知を行います。

また、併せて既往及び新たに設けられた子育てサービス等についての情報を掲載し、その利用の促進を図ることにより、子育てを安心して行えるとともに就業との両立が図られ、健やかで健全な子どもたちが育成される環境の整備を進めていきます。

3. 計画の推進体制

本計画の策定を機に、庁内担当課局、教育委員会、こども園関係者、子育てサークル等の代表者、保護者代表者、各種関係団体等からなる「檜葉町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画の実施状況及び進捗等について評価・検証し、検討・管理するものとします。

また、ここで提示された行動計画の進捗状況等については、町広報紙等に掲載します。

4. 関係各種計画との連携

この計画は、国、県での関係上位計画、町総合計画等の関連計画との整合性を図りつつ、子育て支援等に対する総合的、体系的な連携を確保するものとします。

5. 関係機関・団体との連携

保護者、子育てサークル、こども園の関係者、各種関係団体等及び行政によって設置した「檜葉町子ども・子育て会議」における子育て支援に関する情報・意見の交換、また、子育てに関する行事等を通じて関係機関・団体との連携を図っていきます。

資料編

1. 策定委員会設置要綱

2. 委員名簿

任期 令和元年12月1日～令和2年3月31日

氏名	役職等	
坂本 昌彦	榑葉町立あおぞらこども園 総務係長	副委員長
半谷 喜代美	榑葉町立あおぞらこども園 幼児教育係長	
岡本 茉莉	榑葉町立榑葉中学校 養護教諭	
青木 寿恵	榑葉町立榑葉北小学校 養護教諭	
齋藤 弘美	榑葉町社会福祉協議会（児童館） 児童厚生員	
吉田 ちひろ	榑葉町民生児童委員 主任児童委員	
渡邊 広司	福島県相双保健福祉事務所 専門社会福祉主事	
猪狩 有未	保護者代表	
佐藤 英治	榑葉町教育総務課 学校教育係長	委員長
滝沢 雅子	榑葉町住民福祉課 主任保健師	

3. 策定経過

日時	内容
平成31年3月13日～22日	子ども・子育てに関するニーズ調査（第1回）
平成31年4月4日～12日	子ども・子育てに関するニーズ調査（第2回）
令和元年12月26日	第1回檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・子ども・子育て支援事業計画の概要について ・アンケート調査の結果について ・地域の子ども・子育て支援事業の評価について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月31日	第2回檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・現状の課題整理と重点施策について ・子ども・子育て支援事業計画の基本理念について
令和2年3月●日～●日	パブリックコメント
令和2年3月17日（予定）	第3回檜葉町子ども・子育て支援事業計画策定委員会 ・